

本市ふるさと納税返礼品の不適正表示に関するお詫びとお知らせ（よくあるご質問）

No.	質問	回答
1	何が起きたのですか。	<p>本市のふるさと納税返礼品の提供事業者である「株式会社蓬の郷」が、返礼品の一部を、市独自の調達基準を満たさない宮崎県の事業者である「谷川食品」から調達しており、その「谷川食品」が、産地及び品種を偽って納品していたことが判明しました。</p> <p>また、株式会社蓬の郷は「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」に基づく、牛の個体識別番号の表示及び帳簿による管理を怠っていたことも判明しました。</p>
2	どのような被害があったのですか。	<p>産地及び品種等に不適正な表示がある返礼品を受付・送付してしまいました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当の返礼品は31種類</li> <li>・対象件数は563件</li> <li>・対象人数は501人</li> </ul> <p>になります。</p>
3	いつからいつまで不適正表示品が送付されていたのか？	<p>平成29年5月17日から令和6年1月27日まで発送していた返礼品が対象となります。</p> <p>なお、対象者には個別にメール・郵送にて順次通知しております。</p>
4	対象者へはどのような対応をするのか。	<p>不適正表示があった返礼品を送った可能性のある全ての寄附者の皆様に対して、送付した返礼品のうち、不適正表示のあった商品に係る代替品及びお詫びの品をお届けします。</p>
5	該当の返礼品の受付はいつからいつまで行っていたのか。	<p>平成29年4月頃から令和6年3月19日まで受付を行っていました。</p>
6	どのように発覚したのか？	<p>総務省通知に基づき内部調査を行い、返礼品の品種や産地表示の誤表記の有無をチェックする過程で確認されたものです。</p>
7	なぜ今まで気づけなかったのか？	<p>令和5年12月の総務省の通達があるまで、産地証明に関する確認作業が不十分でした。</p>
8	このタイミングでの公表となったのはなぜか	<p>総務省通知に基づく内部調査で疑義発生後、事実確認をし、国および県の関係機関に届けた上で、このタイミングでの公表になりました。</p>
9	志布志市はこれまでにどのような対応を行いましたか。	<p>庁内に危機対応チームを編成の上、該当の発送事業者（蓬の郷）に生産業者（谷川食品）への現地立入を指示し、国および県の関係機関への報告を行いました。</p> <p>また、該当事業者の全返礼品の受付を停止し、令和6年度の契約をしない処分をしました。</p>
10	志布志市としての今後の取り組みについて教えてほしい。（再発防止など）	<p>地場産品等の審査基準の周知を徹底するとともに、事業者選定の審査基準の見直しや不正を抑止する仕組みを構築し、再発防止に努めて参ります。</p>